事業場内最低賃金引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることの申出書

下記の事業場内最低賃金の額は、事業場で使用する労働者の下限の賃金額であることに相違ありません。

記

事業場内最低賃金　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　施行日　令和　　年　　月　　日

　上記の事業場内最低賃金について、以下の方法により、所属労働者への周知を実施しました。

* 社内メール
* 事務所の見やすい場所への掲示
* 労働者に直接文書を送付
* その他（　　　　　　　　　　）

　　年　月　日

住　　所

申請事業場　　　事業場名

代表者職氏名

労働者代表　　　職氏名

福島労働局長　殿